**○海上保安庁告示第三十二号**

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示並びに港則法施行規則第八条の二及び第二十条の五の規定に基づき、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十四条及び第四十二条第一項の規定を実施するため、港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年十月一日から施行する。

令和八年十月一日

海上保安庁長官　宮澤　康一

船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示及び港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示の一部を改正する告示

（船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部改正）

**第一条**　船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

| 港名 | 海岸局の名称 | 呼出名称 | 呼出応答チャンネル | 通信チャンネル | 執務時間 | 連絡先 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 関門 | 門司 | もじほあん（MOJI COAST GUARD RADIO） | 一六 | 一二 | 常時 | 門司海上保安部 | 関門港（響航路、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路、若松区及び響新港区を除く。）に関すること（管制通報に関することを除く。）。 |
| | | | | | | 若松海上保安部 | 関門港響航路、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路、若松区及び響新港区に関すること（管制通報に関することを除く。）。 |
| | 関門マーチス | かんもんマーチス（KANMON MARTIS） | 一三<br>一六 | 一二<br>一三<br>一四<br>六六 | 常時 | 関門海峡海上交通センター | 関門港早鞆瀬戸水路、若松水路、奥洞海航路及び若松区（第五区 |

改正前

別表

| 港名 | 海岸局の名称 | 呼出名称 | 呼出応答チャンネル | 通信チャンネル | 執務時間 | 連絡先 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 関門 | 門司 | もじほあん（MOJI COAST GUARD RADIO） | 一六 | 一二 | 常時 | 門司海上保安部 | 関門港（響航路、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路、若松区及び響新港区を除く。）に関すること（関門海峡海上交通センターの項備考欄に掲げる事項を除く。）。 |
| | | | | | | 若松海上保安部航行安全課 | 関門港響航路、戸畑航路、若松航路、奥洞海航路、安瀬航路、若松区及び響新港区に関すること（若松港内交通管制室の項備考欄に掲げる事項を除く。）。 |
| | 関門マーチス | かんもんマーチス（KANMON MARTIS） | 一三<br>一六 | 一三<br>一四<br>六六 | 常時 | 関門海峡海上交通センター | 関門港早鞆瀬戸水路に係る管制通報に関すること。 |